

昭和58年1月28日 認可
昭和58年7月1日 認可
昭和59年6月5日 認可
昭和60年6月20日 認可
昭和61年6月26日 認可
平成7年6月30日 認可
平成7年8月21日 認可
平成11年8月9日 認可
平成17年6月23日 認可
平成19年4月11日 認可

社団法人 茨城県観光物産協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人茨城県観光物産協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を茨城県水戸市に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、観光にかかる事業の健全な発展及び改善を図り、もって地域経済の振興に寄与するとともに、国民の観光レクリエーション活動の充実及び国際観光を通じての国際間の相互理解の増進その他運輸に関する観光の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光地の紹介宣伝及び観光客誘致
- (2) 観光情報の収集及び提供
- (3) 観光関係の団体及び機関との連絡調整
- (4) 観光に関する調査研究
- (5) 観光施設の整備及び観光美化の推進
- (6) 観光事業従事者の資質の向上及び待遇改善の指導
- (7) 外国人旅行者の受入体制の整備
- (8) 観光関連出版物の刊行
- (9) 観光土産品の紹介宣伝及び販売
- (10) 旅行業務及び観光案内
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正 会 員

本協会の目的に賛同して入会した市町村公共機関、観光関連事業者で組織する団体及び観光県連事業者とする。

観光関連事業者の範囲は会長が別に定める。

(2) 賛助会員

本協会の事業を賛助するため入会した前号以外の団体又は個人

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が定める入会申込書により、会長に提出しなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 25名以上30名以内

監 事 3名又は4名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち10名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

(役員 の 職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は関東運輸局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員 の 任期)

第15条 役員 の 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第15条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」に読み替えるものとする。

第 4 章 総 会

(種 別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から請求招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者指名（書面評決者及び評決委任の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することが出来る。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 部 会

(部会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、関東運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に関東運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第 42 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、関東運輸局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第 43 条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 45 条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 47 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 10 章 補 則

(細 則)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日（昭和 58 年 1 月 28 日）から施行する。
- 2 本協会の設立により、茨城県観光協会の会員及び一切の資産は、本協会が継承する。
- 3 本協会設立当初の役員は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とする。
- 4 本協会設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
- 5 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 22 条の規定にかかわらず、設立総会において議決したところによる。
- 6 本協会の設立当初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、東京陸運局長の変更認可のあった日（昭和 58 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則

この定款は、東京陸運局長の変更認可のあった日（昭和 59 年 6 月 5 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東陸運局長の変更認可のあった日（昭和 60 年 6 月 20 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東陸運局長の変更認可のあった日（昭和 61 年 6 月 26 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東陸運局長の変更認可のあった日（平成 7 年 6 月 30 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東陸運局長の変更認可のあった日（平成 7 年 8 月 21 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東陸運局長の変更認可のあった日（平成 11 年 8 月 9 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東運輸局長の変更認可のあった日（平成 17 年 6 月 23 日）から施行する。

附 則

この定款は、関東運輸局長の変更認可のあった日（平成 19 年 4 月 11 日）から施行する。